

第 12 章 スポーツ振興

木曾広域連合スポーツ振興基金の設置及び管理運営に関する条例

〔平成 12 年 3 月 9 日〕
条例第 9 号

改正 平成 12 年 12 月 4 日 条例第 27 号

(設置)

第 1 条 木曾における地域および社会に有為な人材の育成を目的とし、特にスポーツを通じ地域の活性化に寄与する者及び団体を支援するために、木曾広域連合スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(趣旨)

第 2 条 この条例は、基金によるスポーツの振興を図るため、その運用に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

(原資等)

第 3 条 この基金に必要な原資（以下「原資」という。）は、ふるさと市町村圏基金の果実、組織町村からの拠出金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(管理運営)

第 4 条 基金の原資は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金の管理及び運営に関しては、木曾広域連合事務所内に基金運営審査会（以下「審査会」という。）及び事務局を設置し、事務の遂行を行う。

(運用益金の処理)

第 5 条 原資の運用から生ずる益金は、この原資に編入する。

(支援の対象)

第 6 条 基金の支援を受けようとするものは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 木曾郡に本籍を有する者又はこれに準ずる者及び団体

(2) スポーツ活動その他生活の全般を通じて態度・行動が地域の活性につながり、かつ圏域外との交流に寄与する見込みがある者及び団体

(支援の金額)

第 7 条 基金の支援の金額については、審査会において決定する。

(支援の決定)

第 8 条 基金の支援は、審査会が正副連合長会議に諮って決定する。

(支援の条件)

第9条 基金の支援の対象は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大会参加負担金
- (2) 交通費、宿泊費等の旅費
- (3) その他大会への参加に必要な経費

2 支援に対する償還については、これを免除する。

(支援金の交付)

第10条 支援金は、支援決定を受けて交付し、申請者が大会参加終了後実績報告書を提出し終了とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月4日)

この条例は、公布の日から施行する。